

熊 本 大 学
外国人留学生指導教員の手引き
含 指導教員向け Q&A（生活編）

大学教育統括管理運営機構

グローバル教育推進室



外国人留学生指導教員の手引き

外国人留学生とは、外国籍を持ち、「出入国管理及び難民認定法」で定める「留学」の在留資格で在留する学生を指します。

国費外国人留学生について

国費外国人留学生とは、日本政府（文部科学省）奨学金留学生を指し、本学では以下の身分で在学する学生を指します。

- ① 研究留学生として本学大学院の修士課程、博士課程に在学する者及びこれらに先立ち日本語等予備教育を受ける者
- ② 教員研修留学生として大学院に課程の修了を目的とせずに在学し、初等中等教育における指導方法等に関する研修を受ける者及びこれに先立ち日本語等予備教育を受ける者
- ③ 学部留学生として大学の学部の課程に在学する者
- ④ 日本語・日本文化研修留学生として、大学の学部に課程の修了を目的とせずに在学し、日本語能力及び日本事情・日本文化の理解を向上させるための研修を受ける者
- ⑤ 日韓共同理工系学部留学生として、大学の理工系学部の課程に在学する者（2019 年度入学者まで）
- ⑥ 日韓共同高等教育留学生として、大学の学部及び大学院の課程に在学する者（2020 年度以降の入学者）

1. 国費外国人留学生の種類

国費外国人留学生は、以下の区分に分けられます。

●大使館推薦国費外国人留学生

1) 研究留学生（大学院レベル）

募集対象国の在外日本公館を通じて募集するもので、概ね3月から5月にかけて、翌年度の4月あるいは10月に渡日する留学生の募集が行われます。6月から8月にかけて第一次選考（書類審査、筆記試験、面接）が現地の在外日本公館で行われ、第一次選考に合格した大使館推薦国費外国人留学生候補者（以下、候補者）のみ、7月～8月にかけて入学を希望する大学へ入学許可書あるいは受入内諾書を得るための申請を行うことができます。

本学における大使館推薦国費外国人留学生の受入内諾から4月渡日までのスケジュールは概ね次のとおりです。

- ① 第一次選考に合格した候補者は、期日（8月末頃）までに本学へ大使館推薦国費留学生の申請書等、必要書類を添えて、メールあるいは郵送にて国際教育課へ受入内諾を依頼する。
- ② 国際教育課より候補者の希望する教育部（研究科）へ受入内諾を依頼する。
- ③ 教育部（研究科）での審議を経た後、受入内諾書を国際教育課へ提出する。

- ④ 国際教育課より候補者へ受入内諾書を送付する。
- ⑤ 候補者は現地の在外日本公館へ受入内諾書を提出する。
- ⑥ 在外日本公館より外務省を通して文部科学省へ推薦する。
- ⑦ 文部科学省にて第二次選考を実施。
- ⑧ 文部科学省より本学へ正式に受入依頼がある。(12月頃)
- ⑨ 文部科学省より候補者へ採用通知を行う。(2月頃)
- ⑩ 4月あるいは10月渡日

*大使館推薦国費外国人留学生として入学した研究留学生は、日本語研修生として熊本大学大学教育統括管理運営機構附属多言語文化総合教育センター（以下、多言語文化総合教育センター）で6ヶ月間日本語予備教育を受けることができます。

2) 教員研修留学生

外国（日本国以外）で教育に携わっている外国籍を持つ者を対象に、在外日本公館において、その年の10月に渡日する留学生の募集・選考が行われます。文部科学省より6～8月に配置予定大学に対して受け入れ依頼があり、その年の10月に渡日します。

本学で受け入れる教員研修留学生は、10月に渡日後、多言語文化総合教育センターで行われる、6ヶ月間の日本語予備教育を経て、教育学研究科に研究生として1年間在籍することになっています。

3) 学部国費外国人留学生

概ね前年の3月から5月にかけて、在外日本公館において翌年の4月に渡日する留学生の募集が行われます。5月から8月にかけて第一次選考が現地で行われ、9月下旬頃までに各大使館や総領事館から外務省を通じ文部科学省に推薦されます。

合格者は東京外国語大学あるいは大阪大学で1年間の日本語予備教育を受けた後、入学を希望する大学の選考を経て学部1年次に入學し、4（6）年次まで在籍します。

4) 日本語・日本文化研修留学生

来日及び帰国時点で外国（日本国以外）の大学の学部に進学し、かつ日本語・日本文化に関する分野を専攻している者を対象に、海外の日本大使館等で募集・選考を行います。本学では10月に受入れ、熊本大学日本語・日本文化研修プログラムコースに1年間所属します。

また、本学と学生交流協定を締結している外国の大学正規課程に進学する外国籍の学部学生の場合、大使館推薦に準じた資格及び条件で本学へ直接申し込むこともできますが、その場合は大使館との併願はできません。

(参考) 大使館推薦国費留学生受入までの流れ

	渡日前						在日中			帰国後
時期※	12月 3月	2～4月 5～8月	7月 11月	8月 翌2月 (～7月)	9月 翌3月 (9月)	10月 翌4月 (10月)				
過程	募集	第一次選考	第二次選考	採用通知	入国手続き	渡日	日本語教育	専門教育	帰国	フォローアップ
担当機関	在外公館 当該国政府・大学等	在外公館・各国政府	文部科学省 大学等と協議	在外公館	文部科学省 (独)日本学生支援機構 在外公館		日本語教育施設	大学等	(独)日本学生支援機構 大学等・外務省	

※上段：日本語・日本文化研修留学生、教員研修留学生

下段：学部留学生、研究留学生、高等専門学校留学生、専修学校留学生

(カッコ内は研究留学生の10月渡日)

●大学推薦国費外国人留学生

1) 研究留学生（大学院レベル）

主として大学間交流協定等に基づく大学から推薦された者を、日本の受入れ大学より文部科学省に大学推薦国費外国人留学生として推薦する制度で、新たに海外から、本学への留学を希望する留学生を対象に、11～12月頃に募集通知し、学内選考の上、3月上旬までに文部科学省へ推薦します。6月までに採用が決定し、採用された留学生は10月に渡日します。

- ・大学推薦国費外国人留学生の推薦枠は以下のとおりです。

(一般枠) 3名程度 (全教育部 (研究科) 対象)

R3(2021)年度実績：3名推薦／3名採用

R4(2022)年度実績：3名推薦／3名採用

R5(2023)年度実績：3名推薦／3名採用

2) 日本語・日本文化研修留学生

来日及び帰国時点で本学の大学間交流協定校の学部 に在学し、かつ日本語・日本文化に関する分野を専攻している者で、在籍する大学から公式に推薦のあった留学生を対象に本学で募集・選考を行います。10月に渡日し、熊本大学日本語・日本文化研修プログラムに1年間所属します。

●日韓共同高等教育留学生交流事業による国費外国人留学生

2019年に第2次事業（日韓共同理工系学部留学生）が終了し、2020年から新たに第3次事業が開始されることに伴い、対象を大学院まで拡大し理工系に限らない幅広い分野とするとともに、日本人学生と韓国人学生の相互交流とするものです。（第2次事業までは日韓共同理工系学部留学生として日本の大学における韓国人学生の受入れのみ）

※文科省からの各大学への受入依頼時期：大学院12月頃、学部6月頃を予定（詳細は未定）

2. 国費外国人留学生の奨学金支給期間延長について

進学を希望する優秀な国費外国人留学生で、文部科学省が定める条件を満たす者は、奨学金支給期間を延長することができます。延長については厳しく審査されますので、特に「指導教員の意見書」には国費外国人留学生としての延長を推薦するにふさわしい人物であることを具体的に記す必要があります。

奨学金の支給延長を希望する国費外国人留学生は、12月中旬頃に部局の教務担当を通じて国際教育課へ申請することになっています。その後、学内選考の上、1月中旬に文部科学省へ推薦し、延長の可否については2月下旬～3月上旬頃に文部科学省より本学へ通知されることになっています。

なお、大使館推薦による4月渡日国費外国人留学生が渡日後に入学試験を受験し、10月から正規課程へ入学を希望する場合は、4月中に国際教育課へ進学に伴う奨学金の支給期間の延長申請を行う必要があります。申請後は、学内選考の上、5月中旬に文部科学省へ推薦し、延長の可否は7月中旬頃に文部科学省より本学へ通知されます。

平成28年度に進学する国費外国人留学生の延長申請より、学部から大学院の修士課程に進学する者及び大学院修士課程又は専門職学位課程から博士課程へ進学する者については、延長申請のあった者すべての延長を認めるのではなく、各大学及び文部科学省で審査を行い、特に優秀な者だと認められた場合に限定して認められるように制度変更が行われています。

教員研修留学生、日本語・日本文化研修留学生、日韓共同理工系学部留学生は奨学金支給期間延長の申請をすることはできません。

●延長申請にかかる条件（申請可能な者）等

1) 非正規生から正規生（修士／博士課程）へ進学する場合

非正規生の期間が予備教育期間を含め2年以内の者

2) 修士課程から博士課程へ進学する場合

研究留学生として採用された者で、修士課程を標準修業年限内に修了予定の者

3) 学部留学生から正規生（修士課程）へ進学する場合

（医歯薬系学部（6年制）卒業見込みの者は博士課程へ進学する場合）

学部留学生として採用された者

*上記の他にも学業成績係数等による条件があります。

*奨学金支給期間特別延長について

①大使館推薦により学部留学生に採用され、引き続き国費外国人留学生として修士課程に在籍している者、②大使館推薦により高等専門学校留学生・専修学校留学生に採用され、引き続き国費外国人留学生として大学学部 に在籍している者のうち特に優秀な者についても博士課程修了時までの奨学金支給期間延長申請が認められています。12月中旬頃に学内募集し、1月中旬に文部科学省へ推薦します。

*日韓共同理工系学部留学生については、大学の修士課程へ進学する場合奨学金支給期間延長は認められていません。

3. 国費外国人留学生の転科又は転学について

国費外国人留学生の転科又は転学は原則として認められていません。ただし、留学生の専門分野等から判断し、転科又は転学することがやむを得ないと判断した場合にあっては、文部科学省との協議により、転科又は転学が認められる場合があります。

大使館推薦の国費外国人留学生については、奨学金支給期間延長申請の際に他大学に進学することが可能です。大学推薦国費外国人留学生については、転学は認められません。

4. 国費外国人留学生の奨学金について

●国費外国人留学生の奨学金月額

・研究留学生（大学院レベル）

博士課程 145,000円

修士課程 144,000円

研究生 143,000円

・学部留学生（学部レベル） 117,000円

*国費外国人留学生が休学した場合は、休学期間中の奨学金は支給されません。

また、長期にわたり欠席した場合にも奨学金は支給されません。

*奨学金額については、文部科学省により見直しが行われることがあります。

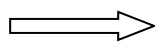
5. 国費外国人留学生の在籍報告について

国費外国人留学生は、毎月指定の日時までに在籍簿に署名し、在籍報告をしなければなりません。在籍報告後、その月の奨学金が支給されます。ただし、その月の1日から末日までに在籍報告ができない場合は、その月の奨学金は支給されません。帰国や学会出張などで在籍報告ができない場合は、必ず事前に国際教育課へ届け出るようご指導ください。また、カリキュラム等に明記された遠隔地におけるフィールドワーク、調査研究、インターンシップ等を理由と

して在籍報告ができない場合、特別措置が認められることがあります。要件が厳格かつ文科省への事前相談・申請が必要であるため、該当する学生がいる場合は大学を離れる2ヶ月前までに国際教育課へ連絡してください。

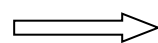
●在籍報告の場所

文学部、法学部、教育学部、
理学部、工学部、情報融合学環
社会文化科学教育部
教育学研究科、自然科学教育部
日本語研修生（予備教育）



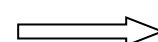
国際教育課
（黒髪北キャンパス 全学教育棟
A棟2階）

薬学部、薬学教育部



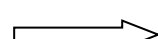
薬学系事務室（教務担当）

保健学科、保健学教育部



保健学系事務室（教務担当）

医学科、医学教育部



医学系事務室（教務担当）

6. 国費外国人留学生に関する報告について

1) 国費外国人留学生に係る学業成績及び出席状況等について

毎年5月中旬までに、前年度の国費外国人留学生の学業成績及び出席状況等について所定の様式により文部科学省に報告しなければなりません。

2) 国費外国人留学生が早期に卒業（又は修了）、休学、停学、退学その他により身分に変更のある場合には、指導教員の意見書を添えて学長より文部科学省に事前に報告しなければなりません。

7. 国費外国人留学生の奨学金支給取り止めについて

国費外国人留学生が退学あるいは除籍となった場合、留年した場合、又は学業成績不良や停学等により標準修業年限内での卒業（若しくは修了）が不可能であることが確定した場合は、その時点（遅くとも当該年度末）で奨学金の支給が取り止めとなります。

（給与支給の停止）

1. 国費外国人留学生として誓約書に書いてある事項を守っていないことが判明したとき
2. 国費外国人留学生の申請書類に虚偽の記載があることが判明したとき
3. 大学において、退学若しくは除籍等の処分を受けたとき
4. 学業成績不良や停学等により留年したとき、又は標準修業年限内での卒業（若しくは修了）する見込みがないと判断されたとき
5. 日本語等予備教育施設における課程を修了できなかったとき
6. 留学の在留資格を他の在留資格に変更したとき
7. 支給される給与以外の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く）の支給を受けたとき
8. 学長が国費外国人留学生として不適当であると判断したとき

8. 国費外国人留学生の渡日旅費・帰国旅費について

●渡日旅費

国費外国人留学生として選定され渡日する者には、渡日旅費として文部科学省より航空券が支給されます。現金では支給されません。渡日旅費として航空券を支給されて来日した国費外国人留学生は、使用した航空券の半券（ボーディングパス）を国際教育課へ提出してください。

●帰国旅費

以下の者には、帰国旅費として、大学を通して帰国するための航空券が支給されます。

1. 研究留学生で留学期間を終了し、研究を終了した者
2. 教員研修留学生で留学期間を終了し、教員研修を修了した者
3. 学部留学生及び日韓共同理工系学部留学生で留学期間を終了し、大学を卒業した者
4. 日本語・日本文化研修留学生で留学期間を終了し、日本語・日本文化研修を修了した者

* 帰国旅費（帰国のための航空券）の申請については、3月帰国の場合には前年の12月中旬頃、9月帰国の場合には6月頃、国際教育課から対象者へ案内をします。なお、帰国希望日の決定には、指導教員の許可が必要です。（帰国日の最終的な決定は文科省の判断により行われます。）

* 大学推薦 SGU 枠の学生については、旅費の支給はありません。

私費外国人留学生について

1. 受入について

●入試要項等については、学生支援部入試課、各学部・研究科・教育部教務担当へお問い合わせください。

●在留資格、留学生宿舍等についてはP. 11以降の「指導教員向けQ & A（生活編）」を参照ください。また、詳しいことは、国際教育課または各地区の国際業務推進オフィサーへお問い合わせください。

2. 奨学金・授業料免除について

●奨学金について

私費外国人留学生が申請できる主な奨学金に、JASSO（日本学生支援機構）の「文部科学省外国人留学生学習奨励費」があります。その他にも各種奨学金がありますが、応募方法、募集時期は奨学金により変わります。奨学金の案内は各部局掲示板で通知しますので、必ず掲示板を確認するようご指導ください。

（文部科学省外国人留学生学習奨励費）

申込時期： 4月頃

応募資格： 大学院の正規生・研究生，学部の正規生として在籍または入学予定の
私費外国人留学生

奨 学 金： 月額 48,000円

●授業料免除について

授業料免除の申し込みは学生生活課経済支援担当で受け付けています。授業料免除には、全額の免除と半額の免除があります。申込期間は毎年前期分については2月頃，後期分については7月頃です。詳しい日時は必ず学生生活課で確認するようご指導ください。

なお、研究生・科目等履修生等の非正規生は授業料免除を申し込むことはできません。

政府派遣留学生について

政府派遣留学生とは、外国政府奨学金を受給する留学生で、文部科学省を通じて本学に受け入れる留学生を指します。これらの留学生は、経費の負担面からみると、国費外国人留学生（日本政府奨学金留学生）ではないという意味から、「私費留学生」に位置付けられます。マレーシア政府派遣留学生、サウジアラビア政府派遣留学生の他、エジプト政府派遣留学生、インドネシア政府派遣留学生、ベトナム政府派遣留学生、オマーン政府派遣留学生で受け入れている留学生も政府派遣留学生としての取扱いとなります。

中国政府「国家建設高水平大学公派研究生項目」について

中国政府が優秀な大学院生を各国の有名大学へ奨学生として派遣する、「国家建設高水平大学公派研究生項目」による留学生です。

国家公派研究生項目での受入実施については、以下のとおりとなっています。

1) 募集要項について

募集要項は、各教育部で10月から11月に作成し募集を行います。

応募締切は、各教育部により異なりますので受入部局にご確認ください。

(参考 医学教育部：1月上旬、自然科学教育部1月中旬)

2) 授業料等の取扱いについて

本制度に基づく留学生の授業料・入学料・検定料については不徴収となります。

交換留学生について

交換留学生とは、本学と学生交流協定を結んでいる海外の大学に在籍する学部学生、あるいは大学院生で、本学に1年以内の期間在籍する学生を指します。交換留学生は、大学間交流協定校あるいは部局間交流協定校から受け入れることになっていますが、受入可能な人数（授業料不徴収枠）については各協定校で異なるため、締結済協定書をご確認ください。

学生の身分は、学部レベルにおいては単位互換を前提とした特別聴講学生として受入れ、大学院レベルにおいては特別聴講学生として受け入れる場合もありますが、主として研究活動を行う特別研究学生の身分で受け入れています。

大学間交流協定校の学部レベルの交換留学生は各学部所属し、熊本大学短期留学制度で実施されている「各コース」の修了要件に基づき履修します。

8日以上1年以内の期間、留学生を受け入れるプログラムを実施される場合には、JASSO（日本学生支援機構）による海外留学支援制度（協定受入）奨学金へプログラム申請をすることができる場合があります。

*JASSO 海外留学支援制度（協定受入）奨学金

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_j/ukeire.html

*熊本大学短期留学制度

<http://www.kumamoto-u.ac.jp/kokusaikouryuu/gaikokujinryuugakusei/kyouikuprogram>

日本語教育について

多言語文化総合教育センターでは、日本語の学習経験がないゼロから1レベルの初級の講座や、中級・上級レベルの日本語クラスを開講しています。受講資格、コマ数など受講の制限があるものもありますが、本学のほとんどの日本語学習希望者に適切な講座や日本語クラスが用意されています。

日本語クラスのスケジュール等、詳細については、熊本大学公式ウェブサイト内「日本語を学びたい方へ」に掲載している『日本語クラス案内』をご覧ください。

●日本語研修コースについて

大使館推薦国費外国人留学生（研究留学生）、教員研修留学生については、正規学生、研究生等として各部局に在籍する前に、日本語研修生として多言語文化総合教育センターに在籍し、入学前予備教育として6ヶ月間の集中的な日本語教育(日本語研修コース)を受けることができます。

※日韓共同高等教育留学生交流事業による国費外国人留学生については詳細未定。

注：本手引きに記載されている内容については、国の方針等により変更になる場合があります。

指導教員向けQ&A(生活編) 目次

・Q1 留学生の支援体制はどのようになっていますか？	12
・Q2 熊本大学には留学生のための宿舎はありますか？	14
・Q3 留学生が渡日後すぐに行う手続きはありますか？	14
・Q4 留学生が経済的な困難さを訴えた場合、どのように対応すればよいですか？	15
・Q5 日本語が話せない留学生から病院へ行きたいと相談があったが、外国語で対応可能な医療機関が知りたい。	15
・Q6 留学生またはその家族が妊娠した。詳しい手続き方法を教えて欲しい。	15
・Q7 留学生またはその家族が出産した。詳しい手続き方法を教えて欲しい。	16
・Q8 子育て支援制度、保育所等について知りたい。	16
・Q9 小学校、中学校の編入学手続きについて詳しく知りたい。	17
・Q10 留学生宛に健康保険料の請求書が届いたが、どうすればいいですか？	17
・Q11 留学生宛に国民年金の保険料の請求書が届いたが、支払う必要がありますか？	19
・Q12 留学生が病気で入院し、高額な医療費を払わなければならなくなった。「高額療養費制度」について詳しく知りたい。	20
・Q13 留学生からアパートの保証人になってくれと頼まれたが、どうしたらいいですか？	21
・Q14 留学生から携帯電話の購入について相談されたが、どうしたらいいですか？	21
・Q15 留学生からアルバイトをしたいと相談があったが、どうすればいいですか？	22
・Q16 留学生が日本での就職を希望しているが、卒業までに就職が決まりそうにない。どうしたらいいですか？	23
・Q17 留学生が海外に旅行・一時帰国する場合、必要な手続きはありますか？	23
・Q18 留学生が研究室の先輩から自転車を譲ってもらったそうだが、気をつけることはありますか？	23

Q1 留学生の支援体制はどのようになっていますか？

1. チューター制度

すべての新入留学生に対し、大学での学習や日本での生活をサポートするために、チューター制度を設けています。

チューターは、原則として同じ専攻分野の日本人大学院生を充てることになっていますが、学部学生あるいは日本語のできる留学生もチューターになることができます。

チューター活動に対して大学は謝金を支払います。チューター活動を十分に行える時間を確保でき、責任を持って留学生を指導できるという自覚を持つ学生の推薦をお願いします。

(なお、大学間交流協定に基づく短期留学プログラム学部生及び日本語予備教育期間中の日本語研修生のチューターは国際教育課で選定します。)

【チューターを付けることができる期間】

留学生の身分により、異なります。

学 生 区 分	期間(最長)	備 考
学部生	24ヶ月	
大学院生	12ヶ月	
研究生	12ヶ月	
教員研修留学生	12ヶ月	
日本語研修生(予備教育)	6ヶ月	
特別聴講学生のうち短プロ生※	2ヶ月	
短プロ生以外の特別聴講学生	6ヶ月	
日本語・日本文化研修留学生 (日研生)	6ヶ月	
特別研究学生	6ヶ月	留学期間が6ヶ月未満の場合は留学期間満了まで

※短プロ生とは大学間短期留学プログラム生のことを指します。

(注)本学で研究生等を経て、連続して新たな学生区分に変更となる場合は、研究生等でチューターをつけた期間もカウントします。

【指導時間数】半期(6ヶ月間)の時間数

短プロ生は15時間以内、その他は45時間となっています。

ただし、留学期間が6ヶ月未満の場合は、2ヶ月…15時間、3ヶ月…22時間、4ヶ月…30時間、5ヶ月…37時間となります。

【令和6年度謝金単価】

大学院生…1,020円

学部学生…960円

【チューターの仕事内容】あくまでも一例です

- 学習面のサポート(日本語の指導、履修のアドバイス、レポートの書き方の指導、実験の指導)
- 生活面のサポート(渡日時の出迎え・市役所での手続きの手伝い、各種請求書等の支払方法の案内、病院への同行、アパート探し・契約の手伝い)

【チューター募集の受付場所】

- 大学間交流協定に基づく短期留学プログラム生・・・国際教育課(全学教育棟2階)
- その他・・・各部局の教務担当(自然科学教育部は国際担当)

2. 熊本大学外国人留学生後援会

留学生及び留学生の保証人となった教職員の方々のために「熊本大学外国人留学生後援会」が様々な支援を行います。

【留学生後援会の活動内容】

・機関保証

留学生が民間アパート等へ入居する際、連帯保証人が必要となります。熊本大学では、アパート入居時に連帯保証人が見つからない留学生(正規生)に対して「熊本大学外国人留学生後援会長」が連帯保証人となる「機関保証制度」を行っています。機関保証の手続きは国際教育課(全学教育棟2階)で行っています。なお、非正規生(研究生、特別聴講学生、特別研究学生等)は対象となりませんのでご注意ください。

・見舞金

留学生が不測の事態(病気・怪我等)により生活の維持が極めて困難となった場合、または本学の教職員が外国人留学生を指導し、又は保証人となり、不測の事態により経済的負担を負わざるを得なくなった場合に見舞金を支出します。

・貸付

引越し等で短期間に多額のお金が必要な場合で支援が必要と認められた場合は、当該経費を留学生に無利子で貸付を行います。

3. 留学生相談窓口

留学生の相談窓口は、以下のとおりです。

【国際教育課(International Student Office):全学教育棟2階】

【国際業務推進オフィサー(自然科学系担当):工学部1号館1階】

【国際業務推進オフィサー(医薬保健学系担当):医学教育図書棟4階】

学業や生活のことなど、留学生の様々な悩みや問題について、上記窓口で相談を受け付けています。

【学生相談室:全学教育棟1階】

全学教育棟1階の学生相談室では、学業、進路、人間関係等の様々な問題に対して、常駐の相談員が悩みごと、困ったことなどの相談に乗りますので、気軽に相談してください。(日本語対応のみとなりますので、通訳の方がが必要です。)

【保健センター】

保健センターでは、学生が快適な生活を送るための健康相談等を受け付けています。

軽い病気や怪我の場合は、簡単な治療をして、病院へ行くべきかどうかアドバイスします。

保健センターで治療できないときは病院を紹介します。

こころの問題についても専門の医師が相談を受け付けています。

また、熊本大学病院の先生による特別健康相談を実施しています。

Q2 熊本大学には留学生のための宿舎はありますか？

熊本大学には、外国人留学生と外国人研究者の生活の場として、黒髪キャンパスから自転車で15分ほどの場所(宇留毛地区:小碩橋付近)に国際交流会館があります。A～E棟の5棟の中に、单身室、夫婦室、家族室、シェアルーム(交換留学生のみ)があり、200人程度が居住しています。

国際交流会館は毎年2回(4月期、10月期)入居者を募集します。募集要項及び入居申請期間は各部署を通じて通知します。身分により半年間、あるいはプログラム期間満了日まで入居できます。

- 4月期入居者募集・・・1月初旬に募集要項配布、1月下旬提出締切
- 10月期入居者募集・・・7月初旬に募集要項配布、7月下旬提出締切

また、国際交流会館と同じ敷地内に学生寄宿舍があり、留学生専用居室を完備しています。

男子居室はA棟5階に20室、女子居室は各階に1室ずつ、計5室あり、日本語が話せる学部又は大学院の正規生であれば応募可能です。

ただし、各居室にはキッチン、トイレ、シャワーが付いていませんので、共同で使します。

詳しくは学生生活課生活支援担当(096-342-2723)へお問い合わせください。

その他、大学コンソーシアム熊本では、熊本市内の大学等に在籍している留学生向けに市営住宅を5戸(楠団地、新地団地、高平団地)提供しています。

大学からは少し離れていますが、安価(家賃月額5,000円～6,000円程度)で住む事ができます。

まずは国際教育課へお問い合わせください。

なお、入居前に大学コンソーシアム熊本による面談、内見等がありますので、渡日前に入居手続きをすることはできません。

Q3 留学生が渡日後すぐに行う手続きはありますか？

区役所での手続き(居住地の届け出:区民課、国民年金・国民健康保険の加入:国保年金課)、口座開設等が必要ですが、チューターが同行して手続きの手伝いをします。

その他、生活支援オリエンテーションで渡日後にすべき手続きや日本(熊本)での生活について説明を行いますので、必ず参加するよう指導をお願いします。

Q4 留学生が経済的な困難さをうったえた場合、どのように対応すればよいですか？

本来、日本に留学する時点では経済的な問題は存在しないことが前提となっています。留学生は在留資格認定証明書の交付申請時に、日本留学中の経費を支弁する能力があることを証明しなければなりません。それでも諸般の事情で経済的に困窮しているようであれば、日本学生支援機構の学習奨励費やその他の各種奨学金に申請する、あるいは適切なアルバイトを探すなどの対応をとるように留学生にご指導ください(※奨学金は、日本語が話せる学生向けのものが大半ですので、ご注意ください)。

また、奨学金を受給できると期待して入学したために、不採択になって困窮する場合もあるかもしれません。私費留学生の場合は、少なくとも1年間は日本で暮らせる費用(入学金、授業料、生活費など)を準備するように受け入れる前に本人に伝えてください(目安: 少なく見積もっても年間 150 万円程度)。どうしても経済的な問題を解決できない場合は、休学して自国へ戻り、資金の準備ができたなら再来日することも選択肢の一つです。

Q5 日本語が話せない留学生から病院へ行きたいと相談があったが、外国語で対応可能な医療機関が知りたい。

以下のサイトから検索可能です。

【外国語対応医療機関検索(熊本県総合医療情報システム くまもと医療ナビ)】

英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ラオス語、カンボジア語、タガログ語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、その他の中から検索できます。

<http://mis.kumamoto.med.or.jp/indexs/searchenglish>

その他、以下の情報もご参照ください。

【多言語医療問診票(23カ国語対応)】

(NPO 法人国際交流ハーティ港南台 & (公財) かながわ国際交流財団作成)

<http://www.kifjp.org/medical/>

【医療相談(AMDA:国際医療情報センター)】

<https://www.amdamedicalcenter.com/>

【熊本市外国人総合相談プラザ】

<https://www.kumamoto-if.or.jp/plaza/list00019.html>

Q6 留学生またはその家族が妊娠した。詳しい手続き方法を教えて欲しい。

妊娠届を提出し、親子(母子)健康手帳の交付を受けてください。妊婦健診等、各種制度を利用することができます。詳しい手続き方法等については、以下のサイトをご覧ください。

【熊本市 HP 妊娠の届出・親子（母子）健康手帳の交付】

https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=48

【熊本市結婚・子育て応援サイト】

<https://www.kumamoto-kekkon-kosodate.jp/>

なお、英語で受診できる産婦人科については Q5の「外国語対応医療機関検索（熊本県総合医療情報システム くまもと医療ナビ）」で検索してください。

Q7 留学生またはその家族が出産した。詳しい手続き方法を教えて欲しい。

生まれてから14日以内に出生届を提出し、「出生届受理証明書」を交付してもらってください。
(パスポート申請、在留資格取得許可申請に必要です。)
その他、健康保険加入等の各種手続きが必要です。以下のサイトをご覧ください。

【熊本市 HP 出生届について】

https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=358#danraku1

【熊本市コールセンターひごまるコール 出産後の主な手続について】

<https://higomaru-call.jp/faq/CCFaqDetail.asp?id=2047>

【熊本市結婚・子育て応援サイト】

<https://www.kumamoto-kekkon-kosodate.jp/>

※在留カード、パスポートの申請手続きも忘れずに行ってください。

【パスポートの申請】

出産後なるべく早くそれぞれの国の大使館・領事館で申請してください。

【在留資格取得許可申請】

出生後30日以内に入国管理局で申請してください。
書類は国際教育課にもあります。

Q8 子育て支援制度、保育所等について知りたい。

以下のサイトをご覧ください。

【熊本市 HP 子育て】

https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/list.aspx?c_id=5&class_set_id=2&class_id=82

-補助・助成

https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=5&class_set_id=2&class_id=223

-子育ての手続き

https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=5&class_set_id=2&class_id=129

【熊本市結婚・子育て応援サイト】

<https://www.kumamoto-kekkon-kosodate.jp/>

-助成金・支援情報

https://www.kumamoto-kekkon-kosodate.jp/hpkiji/pub/list.aspx?c_id=3&class_set_id=1&class_id=515

-保育園空き状況検索

https://www.kumamoto-kekkon-kosodate.jp/searchFacility/pub/default.aspx?c_id=24

Q9 小学校、中学校の編入学手続きについて詳しく知りたい。

日本の教育制度は、小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年(短期大学は2年)となっており、小学校から中学校までの9年が義務教育です。義務教育の期間は学費・授業料は無料ですが、給食費、修学旅行費用等を支払う必要があります。

【来日し、編入学する場合】(熊本市)

住民票設定後、熊本市教育委員会(下記担当)へ行き、就学の手続きを行ってください。新しい学校を指定した用紙が交付されますので、新しい学校に提出してください。

原則として、提出日の翌開庁日から登校が可能です。

詳しくは下記へお問い合わせください。

教育委員会事務局 学校教育部 指導課

電話:096-328-2721

Q10 留学生宛に健康保険料の請求書が届いたが、どうすればいいですか？

留学生が①、②どちらに当てはまるかを確認のうえ、手続きの案内をお願いします。

- ① 所得が年間33万円を下回り、月々の保険料が2,000円を大幅に上回る保険料で請求がきている留学生(※奨学金や日本円以外での収入は所得としてカウントされません)

⇒ 留学生が「国民健康保険料・介護保険料簡易所得申告」または「市民税・県民税申告」をしていない可能性があります。毎年1～6月の間に所得申告をしなければ、月々の保険料が一番高い額で適用される場合があります。必ず区役所に申告するよう案内をしてください。所得申告の方法については下記(申告方法)のとおりです。

- ② 国民健康保険加入手続きをしてから年をまたいでいない留学生または簡易所得申告をし、減免された保険料(年間所得が33万円を越えない学生＝2,000円前後)で請求がきている留学生

⇒ 保険料支払いの必要があります。支払い方法は下記(支払い方法)をご覧ください。

● 申告方法

1. 「市民税・県民税申告書」または「国民健康保険料・介護保険料簡易所得申告書」に必要な事項を記入する。
2. 「市民税・県民税申告書」を熊本市中央区役所市民税課に直接提出か、郵送する。または「国民健康保険料・介護保険料簡易所得申告書」を区民課へ提出する。

➤ 期限を過ぎて申告をした場合は保険料の減額が保留となり、一番高い保険料で請求されます。

(※6月1日以降でも所得申告をすれば、翌月以降の保険料が減免された額となり、調整されます。)

※申告書の記入方法が分からない留学生のために、下記のオフィスでサポートを行います。

ただし、前年に収入がある場合は区役所へ直接お問い合わせください。

【黒髪地区】国際教育課(全学教育棟2階)

【本荘地区】国際業務推進オフィサー(医学教育図書棟4階) * 医学事務チーム教務担当内

◎ 保険料決定時期

毎年6月1日の所得確定後、保険料を算定し6月中に保険料決定通知書が届きます。

◎ 支払月

6月～翌年3月(年10回払)

※4月、5月の支払いはありません。

※年間保険料を支払回数10回で割った金額が、月々の支払額となります。

【問合せ先】熊本市国保年金課 TEL:096-328-2290 ✉ kokuhonenkin@city.kumamoto.lg.jp

● 支払い方法

銀行(肥後銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行 等)、コンビニエンスストア(セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート 等)または熊本市役所(国保年金課)、各区役所(東・西・南・北)区民課および各総合出張所、モバイル決済サービス(PayPay、LINE Pay、Pay B、auPay、楽天銀行アプリ、d払い)にて、納付できます。

※参考 熊本市 HP

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=1449&class_set_id=5&class_id=923

➤ 国民健康保険について

日本へ3ヶ月以上滞在する留学生は加入義務があります。

加入するためには「国民健康保険資格異動届書」と「国民健康保険料所得申告書」に必要事項を記入し区役所へ提出する必要があります。

なお、加入後に住所が変わったときや、家族を日本へ呼んだとき、日本で子供が生まれたときなどは、届出が必要です。また、帰国するときは、必ず国民健康保険の解約手続きをしてください。

※在籍期間が3ヶ月未満の場合国民健康保険に加入することはできませんので、渡日前に海外旅行保険に加入するようご指導ください。

※国民健康保険に加入していても、それだけでは補えない様々な費用(入院費など)をカバーするために、渡日前後に民間の保険にも加入するように勧めてください。

(参考)

学生教育研究災害傷害保険(学研災)・・・正課中、学校行事・学校施設内・課外活動(クラブ活動)・通学中・学校施設等相互移動中に加入者本人が被った災害傷害に対して必要な給付を行う保険です。

インバウンド留学生向け学研災付帯学生生活総合保険(インバウンド付帯学総)・・・留学生向けの学生生活総合保険で、私生活を含む 24 時間のケガや病気、賠償事故などを補償する保険です。※学研災加入者のみ加入できます。

Q11 留学生宛に国民年金の保険料の請求書が届いたが、支払う必要がありますか？

学生本人に一定以上の所得がない場合は保険料の納付が猶予されます。正規生、非正規生で手続き方法が異なりますので、下記をご参照ください。

※奨学金や日本円以外での収入は所得としてカウントされません。

➤ 【正規生】

「学生納付特例申請」を行ってください。

※その年度の「市民税・県民税申告書」を提出していれば、申請は不要の場合もあります。

● 申請期日・時期

学生納付特例を希望するとき(決定までは、3～4ヵ月程度かかります)。

※学生納付特例を受けていた人で、引き続き学生納付特例を希望する場合は、毎年4月～5月中に、再度申請が必要です。

● 手続きなどに必要なもの

- 1.学生証または在学証明書等(学生であることが証明できるもの)
- 2.印鑑(代理人が申請する場合)

● 窓口・申請方法

各区役所区民課、各総合出張所、芳野分室

「国民年金保険料学生納付特例申請書」へ必要事項を記入してください。

● 問合せ先

中央区役所区民課 TEL096-328-2240

東区役所区民課 TEL096-367-9124

西区役所区民課 TEL096-329-8503

南区役所区民課 TEL096-357-4126

北区役所区民課 TEL096-272-6900

➤ 【非正規生】

「免除申請」を行ってください。

※その年度の「市民税・県民税申告書」を提出していれば、申請は不要の場合もあります。

● 申請期日・時期

免除を希望するとき（決定までは、3～4カ月程度かかります）。

※免除を受けていた人で、引き続き免除を希望する場合は、毎年7月～8月中に、再度申請が必要です。

※渡日時に国民年金の加入手続きをする際に免除申請も同時にできます。免除申請を行う際に「継続申請希望」の欄にチェックを入れると継続申請承認者となり、毎年自動更新で免除申請がされます。（継続申請承認者は、毎年書類を提出する必要はありません。）

● 手続きなどに必要なもの

1.年金手帳

2.印鑑（代理人が申請する場合）

● 窓口・申込み場所

各区役所区民課、各総合出張所、芳野分室

● 問合せ先

中央区役所区民課 TEL096-328-2240

東区役所区民課 TEL096-367-9124

西区役所区民課 TEL096-329-8503

南区役所区民課 TEL096-357-4126

北区役所区民課 TEL096-272-6900

※申請時に「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」へ必要事項を記入してください（申請書は窓口にも置いてあります）。

なお、郵送での届出は、原則受け付けられません。

※その年度の「市民税・県民税申告書」を提出していれば、申請は不要の場合もあります。

Q12 留学生が病気で入院し、高額な医療費を払わなければならなくなった。
「高額療養費制度」について詳しく知りたい。

国民健康保険に加入していれば、入院や手術などで同じ月内に同一の医療機関に高額な医療費を支払った場合、支払の限度額を超えた分について、区役所で払い戻しを申請することができます。自己負担限度額は所得により異なります。

また、区役所で発行される「限度額適用認定証」を医療機関へ提示すれば、最初から自己負担限度

額分だけを支払うこともできます。

● **手続きなどに必要なもの**

- 1.健康保険証
- 2.認め印(サインでも可)
- 3.マイナンバーカードまたは通知書(可能であれば)

● **窓口・申込み場所**

各区役所区民課、各総合出張所

● **問合せ先**

健康福祉局 健康福祉部 国保年金課

TEL:096-328-2290

FAX:096-324-0004

E-mail:kokuhonenkin@city.kumamoto.lg.jp

Q13 留学生からアパートの保証人になってくれと頼まれたが、どうしたらいいですか？

正規生(学部生、大学院生)であれば、「熊本大学外国人留学生後援会長」が連帯保証人になること(機関保証)ができます。

機関保証の手続きは国際教育課(全学教育棟2階)で行っています。

留学生から「連帯保証人依頼書・誓約書」に指導教員記名・押印の依頼がありましたら、ご対応をお願いします。

なお、非正規生(研究生、特別聴講学生、特別研究学生等)は対象となりませんのでご注意ください。

また、市営・県営住宅は機関保証が認められていませんので、ご了承ください。

機関保証ができず、指導教員の方が連帯保証人になれる場合は、留学生に「留学生住宅総合保証」(連帯保証人が被った被害に対して補償を受けることができます)に加入させることをお勧めします。加入の手続きは国際教育課(全学教育棟2階)で行っています。

Q14 留学生から携帯電話の購入について相談されたが、どうしたらいいですか？

在留カードを持っている外国人が契約できる携帯電話サービスは、大手通信キャリアの携帯電話、プリペイド携帯、格安SIM、格安スマホに大きく分けられます。

家電量販店などでそれぞれのメリット・デメリットについて説明を受け、納得した上で購入するのがよいと思いますが、それぞれの特徴については下記をご参照ください。

➤ **日本の大手通信キャリア**

SoftBank(ソフトバンク)、au、NTT docomo(NTT ドコモ)の3社が有名です。各社によってサービス内容や契約プランが異なるため、詳細については各社のホームページ等でご確認ください。

➤ プリペイド携帯

日本の携帯は大抵ポストペイド(月額制)ですが、例外的にプリペイド携帯も存在します。ただし、通話料が通常のプランより割高になります。

➤ 格安 SIM カード

スマホ端末の機種により、SIM カードのサイズが異なりますので、格安 SIM カードを購入する際に、カードのサイズをご確認ください。

また、海外から持ち込んだスマホ端末を利用したい場合、SIM カードのサイズに加え、SIM ロック解除対応機種かどうかにも注意が必要です。(※海外から持ち込んだスマホ端末が利用できない場合もあります。)

➤ 格安スマホ

SIM カードのみを販売する格安 SIM カードとは異なり、SIM フリーのスマホ端末と格安 SIM カードがセットで販売されているもののことです。格安スマホであれば、契約期間が短く、高い違約金を払わずに解約できるというメリットがあります。音声通話が付いたプランの場合は、1 年程度の契約が必要になりますが、データ通信専用プランであれば、多くのプランが最低利用期間を設定していないため、違約金もないようです。

※一般に、格安 SIM のデメリットとしては次のようなことが言われています。

1. 物理的な店舗の数が少ないので、申し込みやトラブルの相談が不便
2. 設定を全て自身で行わなければならない
3. 通信速度が遅い
4. 通話し放題プランがない
5. クレジットカードがないと契約できない場合が多い

Q15 留学生からアルバイトをしたいと相談があったが、どうすればいいですか？

アルバイトは熊大生協で探すこともできますが、ある程度の日本語能力が必要な仕事がほとんどです。アルバイトはあくまでも修学のための補助的手段ですので、学業に支障をきたさないように十分考慮するよう指導してください。

外国政府派遣留学生など、留学生の身分によってはアルバイトが原則禁止されている場合がありますのでご留意願います。

アルバイトをするためには、必ず事前に「資格外活動許可」を得る必要があります。「資格外活動許可」申請は国際教育課(全学教育棟2階)で受け付けています。

アルバイトに従事できる時間は週28時間以内、長期休暇中は1日8時間、週40時間以内と定められています。

なお、TA、RA など、大学との契約に基づいて報酬を受ける業務に関しては、「資格外活動許可」を受ける必要はありません。

留学生から「留学生の資格外活動許可申請申告書」に承諾のサインをするよう依頼があった場合は、上記を踏まえた上で、サインをしてください。

Q16 留学生が日本での就職を希望しているが、卒業までに就職が決まりそうにない。
どうしたらいいですか？

卒業・修了後も、日本での就職活動が最長1年間認められています。
その場合、在留資格は「特定活動」になり、在留期間は6ヶ月、1回まで在留期間の更新が認められています。なお「特定活動」ビザに変更後アルバイトをする場合は、事前に資格外活動許可申請を行う必要があります。また、「留学」ビザとは異なり、長期休業中の特例が認められていないため、1週28時間を超えることがないように注意が必要です。
手続きは国際教育課(全学教育棟2階)で行っています。

Q17 留学生が海外に旅行・一時帰国するそうですが、何か手続きはありますか？

日本人学生・留学生に関わらず、危機管理の観点から、学生が在学中に海外へ渡航する場合(私事渡航含む)は、渡航前に必ず海外渡航届等を所属部局に提出するとともに、海外渡航申請フォーム(Moodle)に渡航の詳細情報を登録する必要があります。

海外渡航申請フォーム(Moodle) : <https://md.kumamoto-u.ac.jp/course/view.php?id=93569>

Q18 留学生が研究室の先輩から自転車を譲ってもらったそうだが、気をつけることはありますか？

自転車を譲ってもらったら、自分の名前で新規に防犯登録をしてください。
譲った人が防犯登録の抹消をしていない場合は、必ず譲った人に防犯登録の抹消を行ってもらい新規に登録をしてください。

自転車を譲った人が手続きできない場合には、代わりに自転車を譲ってもらった人が登録抹消の手続きをすることもできます。

- ① 譲ってもらった自転車 ② 防犯登録書 ③ 身分証明書 を持って近くの警察署へ行ってください。
※②の防犯登録書がない場合には警察が自転車を譲った人へ電話確認することがあります。

自分のものでない(自分の名義で防犯登録をしていない)自転車に乗っていると、警察から盗んだものと疑われることがありますので必ず手続きをしてください。

新規に防犯登録をする場合、防犯登録を行っている店舗または最寄りの警察署内にある防犯協会で防犯登録ができます。

登録の際には、①登録料、②防犯登録をする自転車、③身分証明書、④自転車の車体番号が確認できるもの(保証書等)が必要です。

※詳細は熊本県防犯協会連合会ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.k-bouhan.sakura.ne.jp/service/service.html>

※留学生の自転車事故が増えています。自転車事故もカバーする個人賠償責任保険と医療保険には必ず加入するようご指導ください。

また、熊本県では「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正により、令和 3 年 10 月 1 日から自転車損害賠償保険等への加入が義務化されています。

下記を参考に自転車保険に加入しているか確認をして下さい。

【熊本県 HP 自転車保険に加入しましょう】

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/54/51723.html>

なお、本学で推奨している「学研災付帯賠償責任保険(学研賠)」は大学での活動が補償範囲になります。私的な活動は補償の範囲外になりますのでご注意下さい

2024年3月発行

大学教育統括管理運営機構

グローバル教育推進室

TEL : 096-342-2103

FAX : 096-342-2130

E-mail : gji-ryugaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp